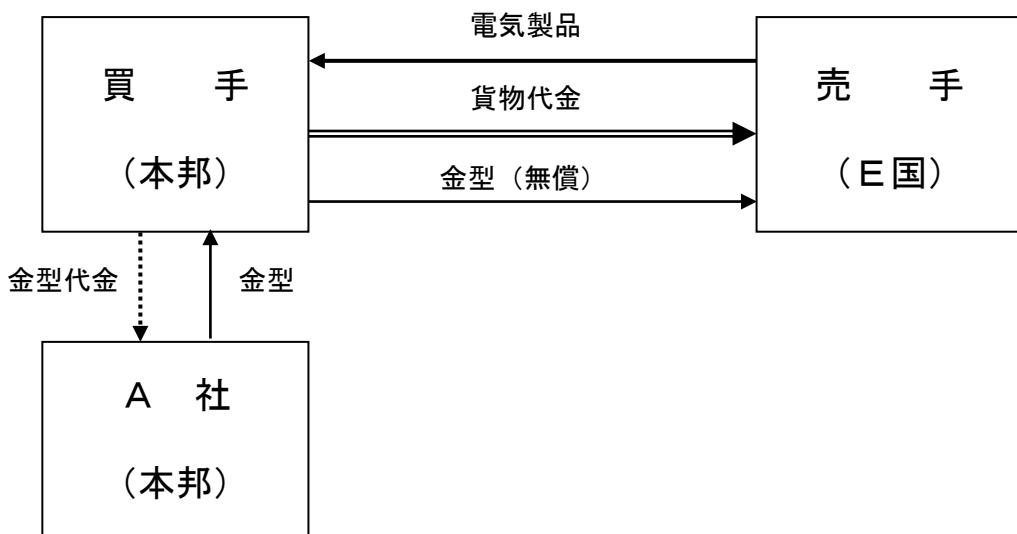


1. 買手が売手に無償で提供した金型の費用の加算方法



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から電気製品を購入（輸入）します。

当社は、当社と特殊関係がないA社から金型を購入し、輸入貨物の生産に使用するために売手に無償で提供しました。

この金型は、「輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務」に該当することから、輸入貨物の課税価格を計算するにあたり、この金型の費用の額を現実支払価格に加算する必要があります。この金型により生産される輸入貨物は1,000個であり、複数回に分けて輸入されます。

この金型の費用の額をどのように加算したらよいですか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が売手に無償で提供した金型の費用の額を現実支払価格に加算する場合、その費用の額を個々の輸入貨物の数量等に応じた合理的な方法により按分して、課税価格に算入することになります。（例：加算額＝金型の費用の額÷生産個数（1,000個）×輸入貨物の個数）

ただし、この金型の費用が一括して支払われている場合、貴社の希望があり、かつ、課税上その他特に支障がないと認められるときは、金型の費用の全額を最初に輸入される輸入貨物の課税価格に一括して算入することができます。

（理由）

複数の輸入貨物に係る金型の費用が一括して支払われる場合は、原則として、その費用を個々の輸入貨物の数量等に応じた合理的な方法により按分して、個々の輸入貨物の現実支払価格に加算することになります。

上記の取引において、貴社が提供した金型により輸入貨物は1,000個生産されるとのことですので、金型の費用の額を生産個数（1000個）で除して輸入貨物の個数を乗じた額を現実支払価格に加算する方法が考えられます。

ただし、上記の取引において、貴社（買手）が売手に無償で提供した金型は、「輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務」に該当するものであることから、貴社の希望があり、課税上その他特に支障がない場合は、特定の輸入貨物の現実支払価格に金型の費用の額（全額）を一括して加算することができます。この場合、最初に輸入される輸入貨物に金型の費用（全額）を加算することが考えられます。

なお、無償提供等された物品又は役務に要する費用以外の「加算要素」に該当する費用等についても、輸入者の希望があり、課税上その他特に支障がないと認められる場合で、個々の輸入貨物への按分が困難と認められるとときは、便宜特定の輸入貨物の現実支払価格に一括して加算することができます。

※上記「金型の費用の額」は、買手がその金型を取得するために通常要する費用に、その物品を提供するために要した運賃、保険料その他の費用であって買手により負担されるものを加算した費用となります。

※「加算要素」には次のものがあります。

- ・輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他その運送に関連する費用
- ・仲介料その他の手数料（買付けに関し買手を代理する者に対し、その買付けに係る業務の対価として支払われるもの（買付手数料）を除く。）
- ・輸入貨物の容器の費用
- ・輸入貨物の包装に要する費用
- ・輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務に要する費用
- ・輸入貨物に係る特許権等（その輸入貨物を本邦において複製する権利を除く。）の使用に伴う対価（ロイヤルティ等）で、その輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの
- ・買手による輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するもの

（注）上記の費用等のうち「現実支払価格」に既に含まれているものについては、改めて「現実支払価格」に加算する必要はありません。（「現実支払価格」に含まれていないもののみが「加算要素」となります。参考：質疑応答事例（関税評価）「売手に支払う輸入貨物の生産に使用する金型の製作費」）

【関係法令通達】

- ・関税定率法第4条第1項第3号口
- ・関税定率法施行令第1条の5第2項
- ・関税定率法基本通達4-7(3)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この

回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の閏税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)